

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 源泉所得税の納期の特例

Q : 当社は、毎月、源泉所得税を納付していますが、年2回で済む方法もあると聞きました。どのようになっているのですか？

A : 給与の支給が10人未満である場合は、年2回納める方法が適用できます。

【解説】

源泉所得税は、原則として、給与等を支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、納付事務を軽減するため、給与等や退職手当等、弁護士、税理士等の報酬等について源泉徴収した所得税を、次のように納付することが認められています。ただし、この特例を受けるには「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄税務署長に提出して承認を得なければなりません。

1月から6月までの源泉税・・・7月10日

7月から12月までの源泉税・・・1月10日

なお、この適用者が、その年12月20日までに「源泉所得税の納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その届出書を提出した年以後の各年7月から12月までの源泉税は、翌年1月20日までに納付すればよいこととされています。

ただし、この納期限の特例は、その届出書を提出した年以後の各年においてきちんと納付しなかったという事実がある場合は適用されず、この場合には、1月10日が納期限となります。

